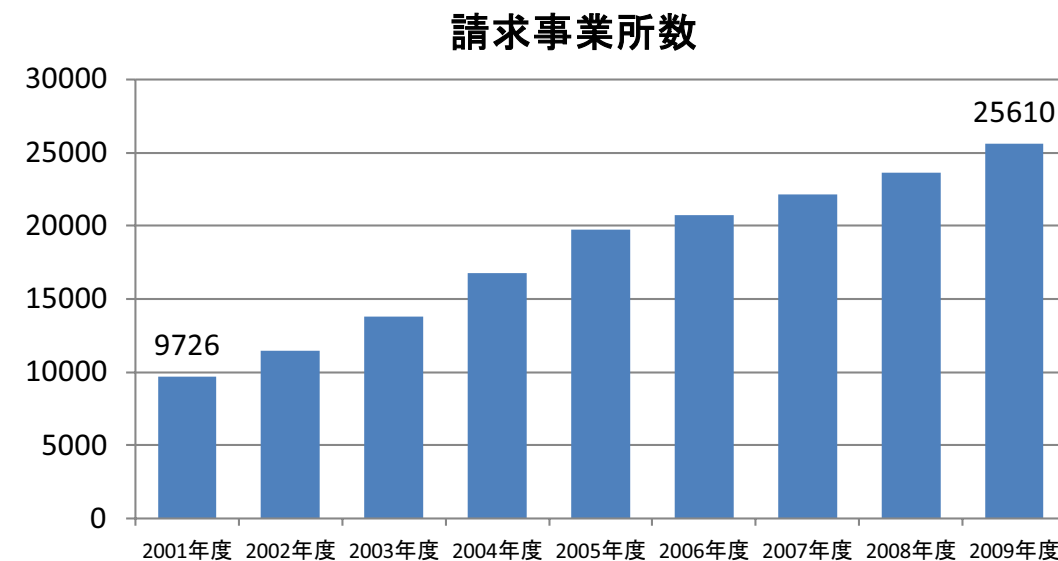
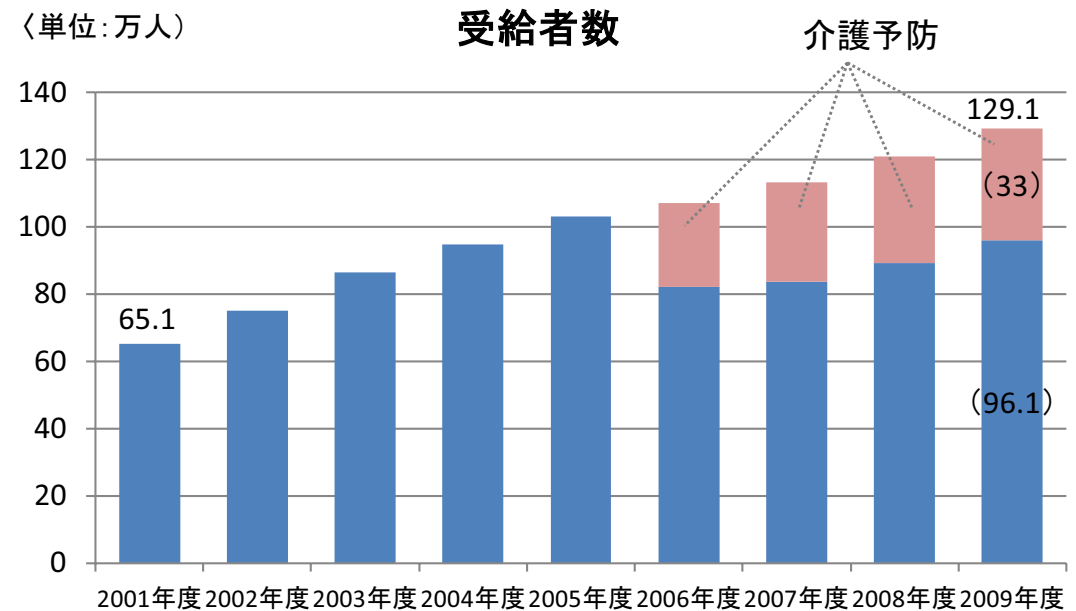
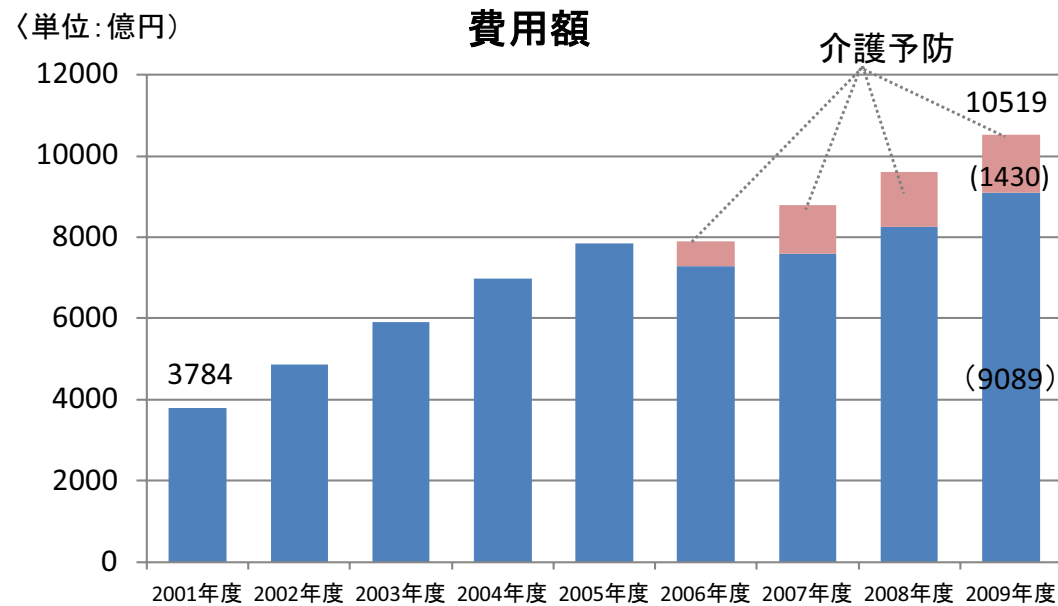


通所介護の利用状況

通所介護は、一貫して、利用が伸びている。



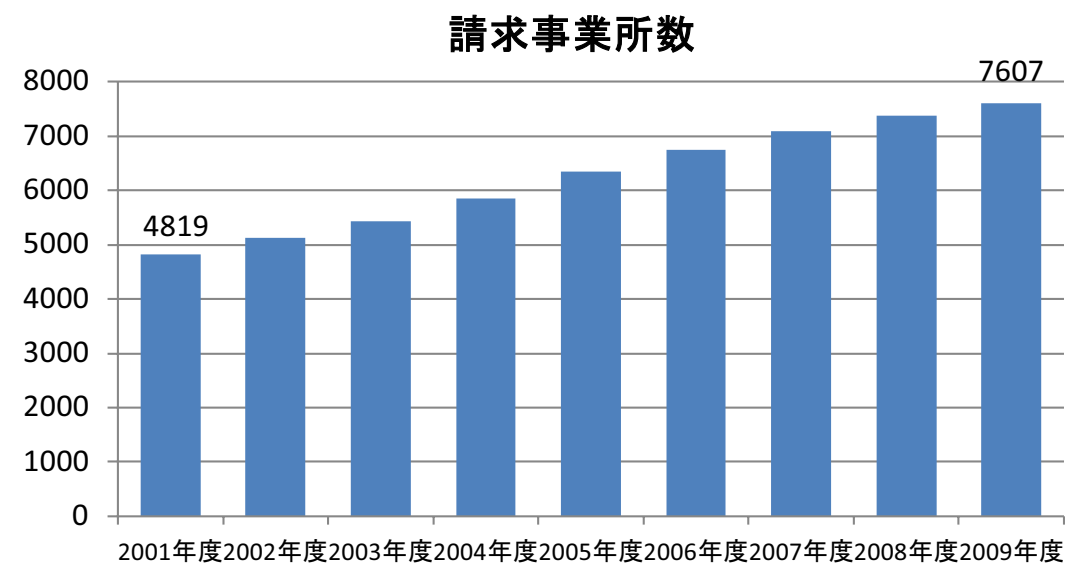
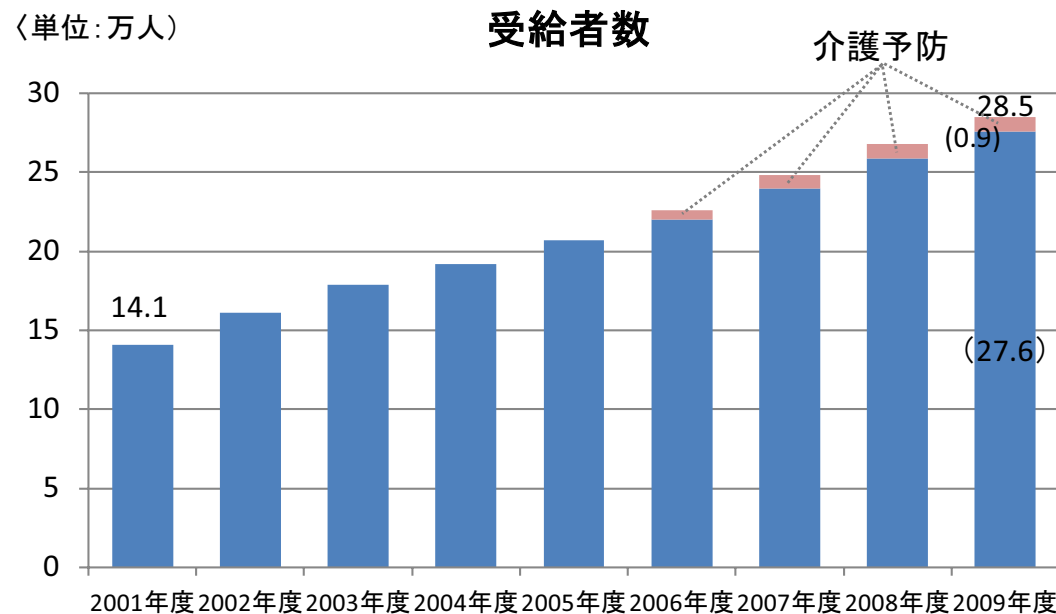
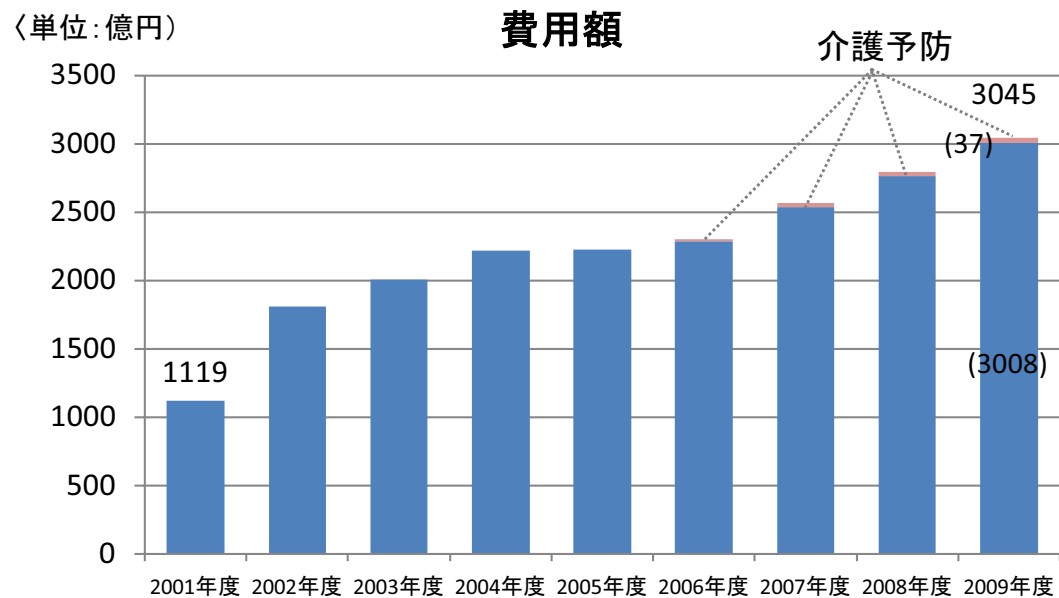
注1) 各年度の費用額の値は、介護給付費実態調査の5月審査(4月サービス)分から翌年の4月審査(3月サービス)分までの合計である。

注2) 各年度の受給者数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

注3) 各年度の請求事業所数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

短期入所生活介護の利用状況

短期入所生活介護は、一貫して、利用が伸びている。



注1) 各年度の費用額の値は、介護給付費実態調査の5月審査(4月サービス)分から翌年の4月審査(3月サービス)分までの合計である。

注2) 各年度の受給者数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

注3) 各年度の請求事業所数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

通所介護・短期入所生活介護の課題

- 通所介護全体のサービス利用は伸びているが、延長の通所介護があまり提供されていないなど、利用者や家族のニーズに応じた柔軟な通所介護サービスが、必ずしも提供できていない可能性がある。
- 介護支援専門員に対するアンケート調査結果に基づけば、「緊急時など柔軟な対応が困難」であることが短期入所サービスの利用上の大きな課題であると考えられる。

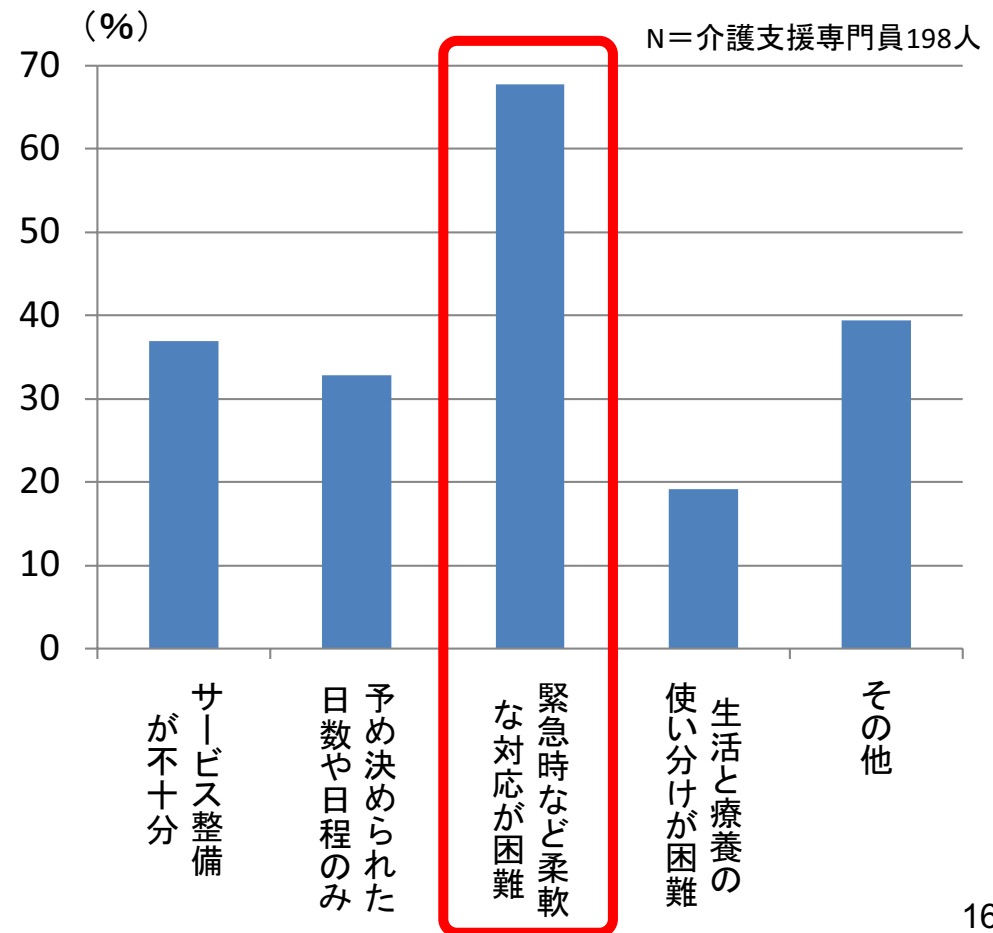
通所介護サービス提供回数

(単位:千回)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
2時間～3時間	11.0 (0.4%)	13.0 (0.5%)	8.5 (0.4%)	6.2 (0.5%)	5.0 (1.0%)	43.7 (0.5%)
3時間～6時間	397.0 (14.6%)	400.2 (15.0%)	248.0 (12.6%)	147.5 (13.0%)	74.7 (13.9%)	1267.4 (14.0%)
6時間～8時間	2296.1 (84.7%)	2249.8 (84.1%)	1696.0 (86.0%)	959.6 (84.9%)	451.0 (83.4%)	7652.6 (84.7%)
8時間～9時間	4.8 (0.2%)	7.8 (0.3%)	11.3 (0.6%)	7.9 (0.7%)	4.7 (0.9%)	36.6 (0.4%)
9時間～10時間	3.1 (0.1%)	5.6 (0.2%)	9.5 (0.5%)	9.0 (0.8%)	5.4 (1.0%)	32.7 (0.4%)
総数	2712.1 (100.0%)	2676.4 (100.0%)	1973.3 (100.0%)	1130.3 (100.0%)	540.8 (100.0%)	9032.9 (100.0%)

延長の通所介護

短期入所サービスの利用上の課題(複数回答)



資料出所:介護給付費実態調査(平成22年5月審査分)

資料出所:株式会社ニッセイ基礎研究所「在宅要介護者へのサービス提供体制のあり方に関する研究報告書」(平成19年度老人保健健康増進等事業)

小規模多機能型居宅介護の概要

「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「**訪問**」や「**泊まり**」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。

利用者の自宅



在宅生活の支援

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」



「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「**通い**」を中心とした利用

様態や希望により、「**泊まり**」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は25名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中:通いの利用者
3人に1人
+訪問対応1人
夜間:泊まりと訪問対応で
2人(1人は宿直可)
- 介護支援専門員1人

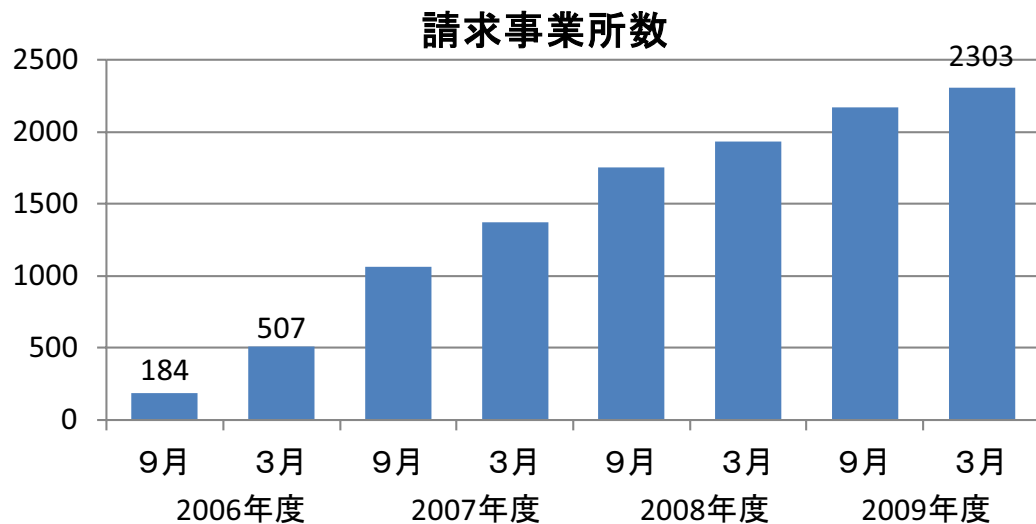
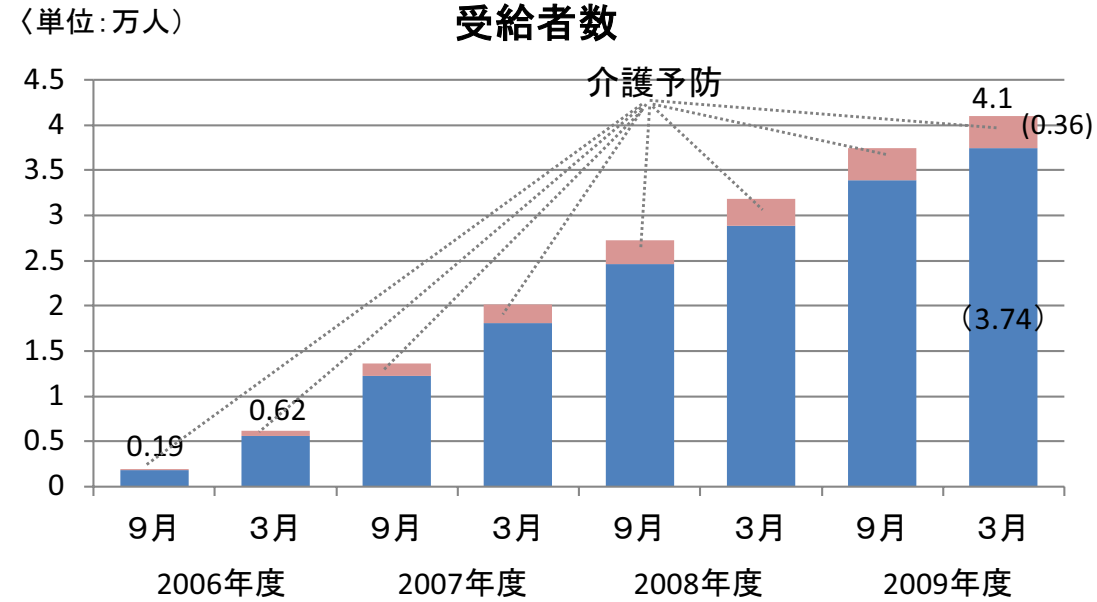
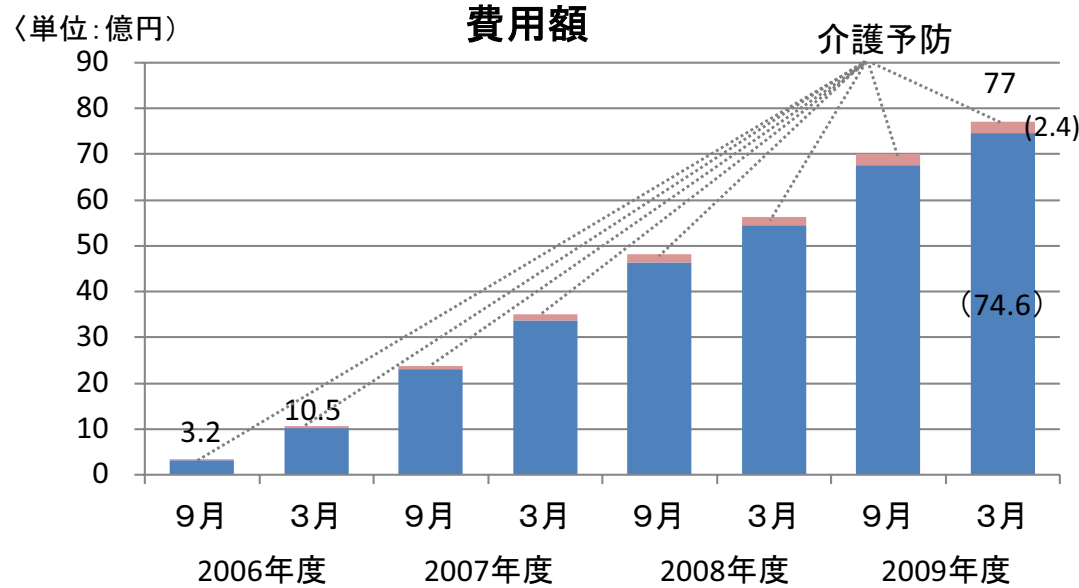
《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○要介護度別の月単位の定額報酬

小規模多機能型居宅介護の利用状況

- 小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアを支える重要なサービスであり、普及を加速していくことが必要である。
- 普及の促進に当たって、例えば、医療ニーズにより対応できる仕組みを選択し得るようにするなど、利用者のニーズに応じて、より多機能のサービスを提供できる仕組みを検討していくことなども必要ではないか。



注) 各月の費用額・受給者数・請求事業所数の値は、介護給付費実態調査月報より作成。
 なお、9月サービス分(10月審査分)を「9月」の部分で記載し、3月サービス分(4月審査分)を「3月」の部分で記載している。

宅老所とは

- 民家などを活用し、家庭的な雰囲気の中で、1人ひとりの生活リズムに合わせた柔軟なケアを行う取り組みがあり、こうした取り組みは宅老所と呼ばれている（なお、宅老所についての統一的な定義はない）。
- 通い（デイサービス）のみを提供しているところから、泊まり（ショートステイ）や訪問ホームヘルプ）、住まい（グループホーム）、配食などの提供まで行っているところもあり、サービス形態は様々である。
- 利用者からの利用料だけで運営しているところ、通所介護事業所等の介護保険の指定を受けているところなど、運営形態も様々である。

宅老所の例

たすけあい佐賀（佐賀県佐賀市。7カ所を運営）

- ・介護保険創設前に開設。
- ・介護保険の通所介護事業所の指定を受けているが、介護保険外でのデイサービスの利用も可能。
- ・介護保険外において、宿泊サービスも実施。



○外観(宅老所「ながせ」)



○食事風景(宅老所「てんゆう」)

ほっと・ハウス・豊玉（東京都練馬区）

- ・介護保険の通所介護（定員23名）、短期入所生活介護（定員1名）に加え、住まいとして有料老人ホーム（定員6名（申請中））。
- ・有料老人ホームについては、外部からの訪問介護サービスを利用することもできる。



○外観



○少人数でのレクリエーション

複数サービスを組み合わせる事業者の取組

- 重度者の在宅生活を支えていくためには、複数のサービスを適切に組み合わせる提供していくことが必要。
- 現在、各地で、利用者のニーズに応じて、複数のサービスを組み合わせる提供する事業者が存在するが、重度者の在宅生活支援という観点から、こうした取組の普及を図っていくことが必要。

①事業例1:シンフォニーケア株式会社(宮城県仙台市)

- 仙台市において、「デイサービス」、「小規模多機能型居宅介護」、「高専賃」等を運営するシンフォニーケア株式会社では、「訪問看護ステーション」や「往診診療所」と協力し、住み慣れた地域での生活を支援している。

